

令和5年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」 地域と移住者とのきずな創出支援業務委託 企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託業務名 令和5年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」地域と移住者とのきずな創出業務委託
- (2) 業務内容 別添「令和5年度『埼玉ではじめる農ある暮らし』地域と移住者とのきずな創出業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和6年3月8日まで
- (4) 委託費の限度額 3,872,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

2 参加資格

次の（１）～（７）のすべてを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

- (1) 募集要領の公開 5月 8日（月）
- (2) 質問受付期限 5月15日（月）午後5時まで
- (3) 質問に対する回答 5月18日（木）
- (4) 企画提案参加申込書提出期限 5月24日（水）午後5時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 5月31日（水）午後5時まで
- (6) 委託候補者選定委員会 6月上旬
- (7) 審査結果の通知 6月中旬
- (8) 事業実施 契約締結日～令和6年3月8日（金）

4 質問事項の受付

(1) 受付期間

令和5年5月15日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式2）」に質問内容を記載のうえ、「11 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにて埼玉県農業ビジネス支援課農地活用担当あて送付してください。

なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けません。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、5月18日（木）までに埼玉県農業ビジネス支援課ホームページに掲載します。なお、質問がなかった場合は掲載しません。

5 企画提案参加申込書の提出

本業務の企画提案への参加を希望する場合は、あらかじめ「企画提案参加申込書（様式1）」を提出してください。

(1) 提出期限

令和5年5月24日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールにより提出してください。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式3）

イ 企画提案概要説明書（様式4）

ウ 企画提案書（様式任意、A4）

企画提案する内容のほか、以下3点について記載すること。

- ・事業実施スケジュール
- ・事業実施体制
- ・過去5年以内の類似調査業務実績（公開可能な報告書があれば添付）

エ 法人概要調書（様式5）

オ 見積書（様式6） ※算出根拠を明示すること。

(3) 提出方法、提出先

「11 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールで提出してください。なお、大容量のデータの送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るので、申し出てください。

(5) 応募書類の取扱い

提出された書類は返却しません。

(6) その他

ア 企画提案書等の提出については、1 提案者につき 1 提案に限ります。複数の提案はできません。

イ 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とします。

ウ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできません。

エ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とします。

オ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載の上、提出してください。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではありません。

7 委託候補者の選定

(1) 審査方法（書面審査）

令和 5 年度「埼玉ではじめる農ある暮らし」地域と移住者とのきずな創出支援業務委託候補者選定委員会において、提出された書面をもとに仕様書の理解、企画力、実現可能性等の視点から提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定します。

なお、審査にあたって、選定委員会から企画提案書提出者へ質問又は企画提案書に係るプレゼンテーションを行う場合がございますので、対応できる体制を整えてください。

また、企画提案書を提出した者が 1 者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託先候補者として選定します。

(2) その他

次の事項に該当する者は失格とします。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

8 審査結果の通知

6 月中旬に選考結果を応募者に個別に通知し、受託者の名称を埼玉県農業ビジネス支援課ホームページで公表します。なお、審査及び審査結果についての問い合わせ

せには応じません。

9 契約方法

提案された企画内容を元に、委託候補者と県の間で業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約により契約を締結します。

なお、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、委託候補者との契約を行わず、総合点が2番目に高かった者と協議を行います。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとしします。

10 その他留意事項

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできません。

11 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当

TEL : 048-830-4093

E-mail : a4105-08@pref.saitama.lg.jp